

平成 26 年 3 月吉日

お客様各位

〒424-0065 静岡県静岡市清水区長崎 3 2 2

ベルメディカルケア株式会社
代表取締役 佐古 俊晴

「消費税率改定」に係るお知らせとお願い

拝啓、春暖の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の福祉用具貸与サービスを通じ、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、4月からの消費税率の引き上げ（5%から8%へ）に伴い、現在貸与中の商品の中でも課税品についてのみ税率に従い価格への転嫁をさせていただくこととなりました。

ベッドや車椅子などの非課税品については価格据え置きとなります。

課税品の例としては、車いす付属品、手すり、スロープ、リフトなどが挙げられます。その場合、

(例) 月額利用料 200 円の手すりが 204 円。600 円のスロープが 616 円となります。

ただし、弊社では4月からの価格変更は行わず、7月からの価格改定と致します。

これはご利用者様への御同意を頂戴するための十分な時間、システム変更対応、カタログ表記の問題など4月改定とするには余りにも時間が不足し、混乱を招く恐れがあるためです。

価格改定につきましては、担当者から改めてご案内申し上げますと同時に、諸手続きにつきましても極力ご迷惑をおかけすることのないよう努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

まずは、略儀ながら書面をもってご案内申し上げます次第でございます。

敬具

現在（平成 26 年 3 月 31 日迄）
非課税品、課税品とも内税表記
(例)手すり 月額レンタル料 200 円



平成 26 年 7 月 1 日以降
課税品のみ 消費税率に準拠
(例) 月額レンタル料 204 円に

※その他詳細については弊社営業担当にお問い合わせください。



ベルメディカルケア株式会社